

## 国語施策と文法教育

著者	山東 功
引用	言語文化学研究. 日本語日本文学編. 9, p.1-15
URL	<a href="http://doi.org/10.24729/00002581">http://doi.org/10.24729/00002581</a>

## 国語施策と文法教育

山東 功

### 一、問題の所在

近代国民国家形成において国語が重要な役割を果たす以上、政府が国語に関して制度的に関与することは当然の成り行きであった。しかしながら明治初年段階では、国語の編制に関する内容があまりにも多岐にわたっていたため、国語の全体像を示しうるには至らなかった。結局のところ、それは一部の場合を除いて、教科書における表記の統一といった教育的な内容に限定されていたといつてよい。むしろ明治初年における国語とは、多くの議論がなされていく過程において顕現化されていった理念としての姿であり、その議論のあり方として、いわゆる国語国字問題と概括される論争を誘発させていったのである。したがって、明治期の国語施策については政府の具体的な施策内容のみならず、国語に関する論争史全体の中で、その意味を捉える必要があるだろう。

国語に関する実際の内容については、漢字や仮名などの文字、仮名遣い、方言、といったものが明治初年から取り上げられてきている。そして、これらを包括的にかつ本格的に検討を行ったのが明治三五（一九〇二）年発足の国語調査委員会である。日本の国語施策を捉える上で国語調査委員会は極めて象徴的である。全体が学者ばかりで構成され、行政整理のあおりを受けて大正二（一九一三）年に廃止されたこの委員会は、最初にて最後の国語施策としての「文法」を検討した機関だからである。以後、臨時国語調査会、国語審議会、文化審議会国語分科会へと継承される国語施策審議機関で、文法が正面から議論されたことは一度もないのである。確かに、若干の語法に関するコメントや敬語法についての議論はなされていた。しかしながら、文法そのものを審議項目におくことはなかったのである。このことは文法教育を考え

る上でも、注目すべき点であるように思われる。なぜ文法は国語施策の対象から外れたのか。特に戦後に限定してみると、簡単な答えとしては「規範文法から記述文法へ」という文法観の変化に即応した結果だとすることもできよう。だが、ことはそれほど単純でもないようである。

ところで、このような国語施策と、教育制度上の一科目である国語教育との関連はいかなるものであったのだろうか。国語教育が学校社会内のみを対象とし、国語施策が広く国民全般に対するものといったすみわけによって、両者を把握することで充分なのであろうか。明治期の国語施策が国語教育と不可分であったということは、それこそ国語の編制時期ということもあって、いわば当然のこととして理解されよう。一方、現在では国語施策と国語教育は多くの点で乖離している。むしろ国語施策が教育制度と乖離していったことにより、さまざまな矛盾が生じていることは疑えない。例えば人名用漢字の改正が告示されたとしても、それが教育現場に反映されることはまれである。このことは、学校では誰からも教わったことのない漢字と読み方を名に持つ児童・生徒が、学校内に存在するという可能性を意味する。仮に、人名用漢字は法務行政の一環に過ぎないとするにしても、国語施策として表れる国語審議会・文化審議会答申が、具体的な内容となって学

習指導要領に直接反映されることはあまりないのである。ましてや「文法教育をどうするか」などといったことは検討課題にも挙がっていない。適切な言葉遣いを求める国語審議会の報告（平成五（一九九三）年六月八日国語審議会「現代の国語をめぐる諸問題について（報告）」）でも、文法そのものには言及されていないのである。

しかし諮問の文言上では、国語審議会や文化審議会において、国語教育は最重要審議項目の一つとして位置付けられている。乖離していったという前言を翻すような立言だが、形式的接近と実質的乖離という要約が適切なかもしれない。ともあれ、それはどういう事情と絡んでいるのか。ただこの点については精緻な検討を要するものであるため、軽々には論じきれない問題ではある。

本稿は、このような国語施策と国語教育との関連において見出される諸問題について、明治期の文法研究と国語施策とを手がかりにして若干の考察を試みようとするものである。それゆえ、今日的課題を言及する上でいささか迂遠に過ぎるといふ批判は、正鵠を射たものとして甘受せざるを得ない。ただ、現在における国語施策と国語教育との関係については本稿の前提ともなるため、先に概観だけはしておくことにしたい。<sup>1</sup>

## 二. 戦後の国語施策と国語教育

いうまでもなく、戦後日本の国語施策の中心的役割を果たしてきたのが、昭和九（一九三四）年二月二日に発足した国語審議会である。当初は官制であった国語審議会は昭和二四（一九四九）年に制度が改まり諮問機関として再出発したが、この国語審議会において、数多くの国語問題が審議されていった。現在は文化審議会国語分科会がその流れを継承している。以下、国語審議会、文化審議会国語分科会で答申・建議された主要項目を列挙する。なお総会報告分や中間まとめ等は省略した。

- 一九五〇 「国語問題要領」（報告）
- 一九五〇 「法令の用語用字の改善について」（建議）
- 一九五一 「人名漢字に関する建議」（建議）
- 一九五一 「公用文改善の趣旨徹底について」「公用文の左横書きについて」（建議）
- 一九五二 「これからの敬語」（建議）
- 一九五三 「ローマ字つづり方の単一化について」（建議）
- 一九五三 「町村の合併によって新しくつけられる地名の書き表し方について」（建議）
- 一九五八 「送りがなのつけ方」（建議）
- 一九六三 「国語の改善について」（報告）
- 一九七二 「当用漢字改定音訓表」「改定送り仮名の付け方」（答申）
- 一九七二 「国語教育の振興について」（建議）
- 一九七六 「人名用漢字の追加について」（回答）
- 一九八一 「常用漢字表」（答申）
- 一九八六 「改定現代仮名遣い」（答申）
- 一九九一 「外来語の表記」（答申）
- 一九九三 「現代の国語をめぐる諸問題について」（報告）
- 一九九五 「新しい時代に応じた国語施策について」（審議経過報告）（報告）
- 一九九八 「新しい時代に応じた国語施策について」（審議経過報告）（報告）
- 二〇〇〇 「現代社会における敬意表現」「表外漢字字体

表」「国際社会に対応する日本語の在り方」(答申)  
 二〇〇四 「これからの時代に求められる国語力について」(文化審議会・答申)

二〇〇七 「敬語の指針」(答申)

二〇一〇 「改定常用漢字表」(答申)

二〇一三 「国語分科会で今後取り組むべき課題について」(報告)

二〇一三 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)

この流れを見てもわかるように、国語施策上の問題点の大半は漢字と仮名遣いについてであった。いわゆる国語国字問題である。繰り返すが「文法」は問題になっていない。ただ、国語施策が社会全般を対象とすることから、昭和五六(一九八二)年答申の「常用漢字表」のように、個人的な表記法にまでは及ばないとする「目安」といったあり方が見受けられるようになり、最近では「敬意表現」などといった全体的な言語運用の面に対象を広げてきている。これは昭和三〇年代の舟橋聖一や吉田富三といった国語審議会委員の徹底的な批判が影響しているためと思われるが、いずれにせよ、漢字と仮名遣いの問題はこれ以上審議できない段階に

まで達したからだともいえるだろう。漢字に関する実質的な討議は「改定常用漢字」をもって終了している。平成一六(二〇〇四)年に行われた人名漢字の追加が、法制審議会人名漢字部会による討議を中心にしたもので、文化審議会国語分科会に対しては、昭和五一(一九七六)年六月一七日付「人名用漢字の追加について(意見伺い)」のような意見聴取がなされていないことにも、このことがよくあらわれている。法制審議会人名用漢字部会と文化審議会国語分科会では委員の重複が存在するため、内容においては共通性が見受けられるものの、政策論的に見て、国語施策における国語国字問題は中心課題から外れたのである。むしろ専門的な内容はJISコードの問題などを含めて、科学技術政策において扱われるようになっていく。人名用漢字ならば、人名と国語施策との関係を重視すべき議論であるところ、漢字の字体をめぐる行政窓口の対応や「常用平易」の解釈論に終始しているのだが、それは法務省の意向上やむをえない。しかし人名用漢字が、国語施策における固有名詞の書記という国語施策史上の大問題を体現している以上、文化審議会国語分科会との接点が形式的に存在しなかったことは、極めて象徴的な出来事であったといえよう。

それでは、国語施策は何を中心的な課題と位置づけるようになったのか。それは、具体的な内容への踏み込みを避ける形で総

括的な課題である国語教育、日本語教育へと比重を移したのである。正確には具体的な踏み込み方に偏りを持たせながら、といった方がよい。文化審議会国語分科会では児童・生徒が読むのにふさわしい読書リストまで提示しているからである。

国民国家形成のための国語施策という観点からすれば、国民の育成という教育制度は、当然のことながらきわめて重要な位置を占めることになる。これは戦前・戦後を問わず一貫したことであり、このことは学校教育における「国語」科の位置づけによってもうかがえることである。例えば昭和二六（一九五二）年の「高等学校学習指導要領」における「国語」科の目標には「一三 当用漢字が完全に読める。当用漢字表中の重要な漢字が正しく書ける。」や「一八 国語生活に対する理想を高め、国語・国字に関心を持つ。」というように具体的な言及がなされており、改定ごとに簡略化が進み、結果として抽象度を増していくにもかかわらず、その位置づけは以下のように現在（平成一一（一九九九）年告示、平成一五（二〇〇三）年施行）に至るまで変わっていない。

国語を適切に表現し、的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重し

てその向上を図る態度を育てる。

こうした国語教育との関係を明確に示したものが、平成一四（二〇〇二）年二月二〇日における文化審議会への文部科学大臣諮問「これからの時代に求められる国語力について」である。この諮問を受けて、平成一六（二〇〇四）年二月三日に文化審議会答申が出されたのだが、具体的には以下のような構成で、国語教育の意義が大きく説かれている。

I これからの時代に求められる国語力について

第一 国語の果たす役割と国語の重要性

一 個人にとつての国語

二 社会全体にとつての国語

三 社会変化への対応と国語

第二 これからの時代に求められる国語力

一 国語力の向上を目指す理由

二 国語力を構成する能力等

第三 望ましい国語力の具体的な目安

一 「望ましい国語力の具体的な目安」の示し方

二 「聞く力・話す力・読む力・書く力」の具体的な

## 目標

Ⅱ これからの時代に求められる国語力を身に付けるための方策について

第一 国語力を身に付けるための国語教育の在り方

一 国語教育についての基本的な認識

二 学校における国語教育

三 家庭や社会における国語教育

第二 国語力を身に付けるための読書活動の在り方

一 読書活動についての基本的な認識

二 学校における読書活動推進の具体的な取組

三 家庭や社会における読書活動推進の具体的な取組

標題からもうかがえるように「国語」の大切さと、国語教育重視の立場がにじみ出ている内容である。

さて、こうした国語教育重視型国語施策の展開は上下を問わずますます広がっており、地方公共団体の動きとして平成一六(二〇〇四)年八月に発表された世田谷区教育委員会(「仮称」世田谷区教育ビジョン中間報告「素案」)には、「ii 未来を担う子どもを育てる教育」として「Ⅱ―二 知力の育成」が掲げられ、「日本語特区」申請を目指した。<sup>②</sup>

Ⅱ―二―①「美しい日本語を世田谷の学校から」特区の実現特区申請により、小学校における国語教育の充実のための国語授業時数の増加、国語専門担当者の配置を進めます。また、「美しい日本語を世田谷の学校から」のねらい「深く考え、自己表現でき、日本文化を理解する子どもの育成」に即した教科(仮称)「哲学」「表現」「日本文化」を中学校に新設します。(一四頁)

その結果、平成一六(二〇〇四)年には「世田谷『日本語』教育特区」が認められ、構造改革特別区域のモデル例として多くの注目を集めた。このようなあり方は、言うまでもなく中央教育審議会で議論された内容と関連している。平成一二(二〇〇〇)年一二月発表の「新しい時代における教養教育の在り方について(中央教育審議会審議のまとめ)」では教養教育の意義が説かれ、初等中等教育における「型」の基礎教育重視や高等教育における人格陶冶が強く打ち出されている。初等中等教育については次のように述べられている。

各人が生涯にわたって自らに必要な教養を身に付けていく上

で、初等中等教育段階においては、国民として共通に身に付けるべき基礎・基本を確実に習得することが不可欠である。とりわけ、「読み、書き、計算」をはじめとする基礎的な知識・技能を確実に身に付けさせるよう全力を注いで指導することが重要である。また、国語の力は、理解力や思考力、表現力など重要な能力の基盤となるものであり、各教科等を通じて、その育成に意を用いる必要がある。

この記述を見れば文化審議会答申における「国語力」の意味が明らかになってくるだろう。

ここで文法教育の意味に立ち返ってみる。文法教育は国語施策が要求するところの「国語力」の陶冶にどのように関係してくるのか。もしも文法教育の徹底が「国語力」涵養の要諦であるという認識が一般化していたならば、国語施策の審議過程においても真っ先に取り上げられたであろう。興味深いのは文化審議会答申における文法への言及は、以下のように「知識」の中でなされている点である。

「国語の知識」については学校教育の果たす役割が極めて大

きい。

なお、「国語の知識」とは具体的には、

- (例)①語彙（個人が身に付けている言葉の総体）  
②表記に関する知識（漢字や仮名遣い、句読点の使い方  
等）

- ③文法に関する知識（言葉の決まりや働き等）  
④内容構成に関する知識（文章の組立て方等）  
⑤表現に関する知識（言葉遣いや文体・修辞法等）  
⑥その他の国語にかかわる知識（ことわざや慣用句の意  
味等）

といったようなものである。（八頁）

国語の知識としての文法という方は、森田（二〇〇一）の指摘の通り、橋本進吉『新文典』以降の学校文法としての姿そのものである。そのことに対し国語施策の側から積極的に何かを働きかけることはなかった。この辺りに国語施策と文法との関係が、端的に表れているように思われる。

さらに、近年になって国語施策の審議対象として日本語教育が本格的に取り上げられることになったことは、大変注目し値する。文化審議会国語分科会における、平成二二（二〇一〇）年の『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的カリキュラム



案について」や、平成二三(二〇一一)年の「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」の発表などは、こうした国語施策と日本語教育との関係を見ていく上できわめて多くの示唆を与えている。これらは平成二五(二〇一三)年の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について」(報告)へと結実していく。<sup>(3)</sup>

以上、現今の国語施策についての状況を概観したが、それに対して国語施策が主として国語教育という形で制度的にも成立していた明治前期の状況についても次に軽く触れておくことにしたい。

### 三. 明治期の国語施策と国語教育

明治四(一八七二)年七月一八日に文部省が設置され、文部卿に大木喬任、文部大輔に江藤新平が就任した。文部省は近代化の基盤となる教育制度を創設するべく、フランス教育法規の翻訳事業などに着手する中で、明治五(一八七二)年八月二日に「被仰出書」、八月三日に「学制」本文を發布した。これにより全国一律の教育制度の確立を図ったのである。しかしながら、明治一二(一八七九)年九月一二日には太政官布告第四〇号「教育令」が

公布され、学制は廃止されることになった。この教育令の制定に關しては、アメリカの教育制度の導入に積極的であった文部大輔田中不二麿や、学監としてアメリカから来日していたD・マレーの影響が大きく反映している。なおこの教育令についても、その自由主義的性格に対する保守派からの批判から翌年には改正されることになる。

明治一八(一八八五)年に太政官制が廃止され内閣制度が設立されたのを受けて、伊藤博文内閣のもと文部大臣に森有礼が就任した。明治一九(一八八六)年三月に「帝国大学令」、四月に「小学校令」「中学校令」「師範学校令」が公布され、教育制度上の転換がなされた。とりわけ森有礼は師範学校における教員養成を重視し、軍隊における下士官養成制度に倣って充実を図った。この点について高森(一九七九)では「師範タイプといわれた教員氣質は、ここに起源している」(八四頁)と指摘されている。

以上のことから、少なくとも国語調査委員会設置以前における国語施策は、主として文部省における教科書を中心とした国語関係図書編纂部署の分掌事項を指すと考えるのが適当である。明治四(一八七二)年九月一八日太政官達よって文部省内に編輯寮が設置され、明治五(一八七二)年には教科書編成掛(明治六年に編書課に変更、明治七年廃止)が、明治一三(一八八〇)年に

再び編輯局が設置され「学務上所要ノ図書編輯印行等二関スル一切ノ事務ヲ掌ル」(明治一三年三月二五日文部省達)と規定された。編輯局は明治一八(一八八五)年の内閣制度発足後も引き継がれ、明治一九(一八八六)年二月二六日勅令第二号に示された文部省官制によつて編輯局下に三課が置かれることになり、第一課では教科書の著訳編述及び校訂に関する事務、第二課では図書の印刷に関する事務、第三課では教科用図書の検査に関する事務をそれぞれ担当した。その後、編輯局の分掌事項は明治二三(一八九〇)年には総務局図書課に、さらに明治二四(一八九一)年には大臣官房図書課へと移管されていった。こうした官制改正を受けて、明治三〇(一八九七)年に設置された図書局が、教科書編纂に関する事務を以後一貫して管掌することになる。同年には東京帝国大学文科大学内に国語研究室が設置され、国語に関する研究が行われることになったが、これも国語施策の一環として捉えることができる。なお明治五(一八七二)年から明治六(一八七三)年の間に、文部省直轄東京師範学校にも編集局が設置されたが、ここでは「小学教則」が創定され『小学読本』といった師範学校編纂による教科書が刊行されている。

文部省が管掌する国語施策は、当然のことながら教科書編纂とといった教育面が中心となるが、それ以外にも国語教育の基盤とも

いふべき辞書や文法書の編纂などの事業にも着手していた。

明治六(一八七三)年の「小学教則」に挙げられた「綴字」「単語」「会話」「読本」四科の教科書の中で、文部省編纂による最初のものは明治五年三月刊行の『単語篇』三冊である。この『単語篇』における国語表記では、ガ行鼻濁音が半濁音符の付いたものである点が注目されるが、その後の表記法に引き継がれることはなかった。また明治六(一八七三)年の文部省編纂『小学教授書』所載の五十音図では、音義派の所説によつてヤ行の「イ」、「エ」に対してそれぞれ別字を充てている。これも後には改められることになるが、明治初年の国語表記については大いに試行錯誤が行われていたことがうかがえる。この『小学教授書』の記述については当時から批判がなされていたようで、翌年には改めて『小学入門』が刊行されている。こうした文部省編纂の国語教科書を既述のものを含めて順に列挙すると『単語篇』(明治五(一八七二年))、『小学教授書』(明治六(一八七三)年)、田中義廉編『小学読本』(明治六(一八七三)年)、榊原芳野・那珂通高・稲垣千穎編『小学読本』(明治六(一八七三)年)、『小学入門(甲号)』(明治七(一八七四)年)、『小学入門(乙号)』(明治八(一八七五)年)、『ローマ字音図』(明治九(一八七六)年)のようになる。また明治五(一八七二)年には文部卿大木喬任の命を受けて田中義廉、

大槻修二、久保吉人、小沢圭二郎らが漢字調査を行っており、翌年には漢字選定草案である「新撰字書」を編纂している。

編輯寮から編輯局に至るまでの間で編集・刊行された国語関係の書目は、先述のもの他に『語彙』（明治四年「語彙別記」「語彙活語指掌」「阿部」、明治一四（一八八二）年「伊部」「字部」、明治一七（一八八四）年「衣部」、『送仮名写法』（明治一三（一八八〇）年）明治一六（一八八三）年、『読方入門』（明治一七（一八八四）年）、『読書入門』（明治一九（一八八六）年）、『読書入門掛図』（明治二〇（一八八七）年）、『日本小文典』（明治二〇（一八八七）年）、『尋常小学読本』（明治二〇（一八八七）年）、『高等小学読本』（明治二二（一八八八）年）などが挙げられる。なお、『読方入門』については同書の序にある「教師須知」六則で「小学ノ最下級ニ於テ。初学生徒ニ読方ヲ授クルノ用ニ供シタルモノナレバ。其教方懇到叮嚀ヲ旨トシ。徒ニ多数ノ文字ヲ授ケ。却テ復読温習ヲ怠ラシムルガ如キコトアル可カラズ。」と、また『読書入門』についても「教師須知」では「此書ハ、年齢六歳以上ノ初学者ニ、最初半年間、言語ヲ学ビ、文字ヲ読ムコトト、字形ヲ石盤上ニ書クコトトヲ教フル用ニ供シタルナリ。」というように、初学者用教科書としての目的と教授上の留意点にも言及している。

ここで注目したい著述は『語彙別記』『語彙活語指掌』と『日本小文典』である。これらは、日本における数少ない官版の文法書として、極めて重要な意味を持つていると思われるのである。

#### 四、国語施策と「文法」

近代的国語辞書の編纂を目して刊行された「語彙」は、五十音配列による本格的な国語辞書の嚆矢とも言えるが、最終的には「あ、い、う、え」の四項目を刊行するのみで頓挫した。なお『語彙』にあわせて刊行された『語彙別記』と『語彙活語指掌』は活語の変化について説いたもので、明治一〇年代後半まで文法教科書としても使用されることもあった。このことは『語彙別記』『語彙活語指掌』についての明治一八（一八八五）年頃の再版本が現在でも多く確認できることからもうかがえる。興味深いのは明治一〇年代後半では、内容の面から見てもやや旧式に映るこれらの著述が生き残ったということである。この点については福井（一九三四）で、官版であったということと木村正辞や黒川真頼といった著名な国学者の手になったという信頼感からであろうと指摘されている。明治一八年頃の翻刻について、多くの八衢流の語学書が刊行されていることは出版史的な検討をふまえた上で、もう少し注目されるべきであろう。これは国学言語論の評価の間

題や権田直助らの研究史的位置付けにも関係してくるからである。ここでは官版であることと、実用的歌作の延長として文法が存在していたという意味について特に強調しておきたい。

また『日本小文典』は、東京帝国大学で博言学を講じていたチェンバレンへの委嘱によって、明治二〇（一八八七）年に完成した日本語文法書である。本書は「理法ヲ欧州ニ資リ以テ日本語ノ性質ヲ明ニシ其言語ノ種類ヲ分チ及文章法音韻論ヲ示シ巻中多ク表ヲ挿ミテ学者ノ捷覧ニ供ヘタリ」（明治二〇年四月一三日官報）とあるように、西洋語の文法に依拠して編集されたものである。本書の自序には「此小文典はかく新に考へ出たる皇国語ののりの大むねを示しかつは童たちのためにもとてつゝまやかなるをむねとして大文典のはじだてとはするなりけり」とあり、大文典の編纂が企図されていたが、結局は刊行されなかつた。こうした文法書が編纂された背景には、例えば大槻文彦が明治八（一八七五）年に『洋々社談』第七号の中で「当今我国ノ文学ニ就キテ最大ノ欠点トスルハ日本文典ノ全備セル者ナキナリ」と主張しているように、本格的な日本文法書の整備が強くのぞまれていたからであった。また、福羽美静は「日本文法書ヲ作ラントスルノ議」（明治一二（一八七九）年一〇月一五日『東京学士会院紀事略』第一三号所収）の中で次のように口語文法書編纂の必要性を主張し

ている。

官府ノ布告文及達文又法律文スベテ約定書裁判書上甲文ノ類現今皆書下シ文（所謂仮名マジリ）ヲ以テ普通トセリ然レドモ未ダ其ヨルベキ文法書アラズ（中略）故ニ今別ニ日本文法書ノ編集アリテ本邦現今用文ノ文格ヲ正サンコトヲ希望ス

文法書の編纂は、ひいては辞書編纂の根幹作業ともなり、最終的には国語編製の重要な役割を果たすものと意識されていたことが、『日本小文典』の刊行を推し進めたといえる。ただ、こうした文部省の行為を国辱と受け止めた者もおり、国学者の谷千生などは『ビー、エッチ、チャンブレン氏日本小文典批評』（明治二一（一八八八）年）を著わして文法書の内容とともに政府の対応について批判している。

しかしながら『日本小文典』は、明治前期に多く著された日本文典の中でも極めて斬新な記述を含んでいた。例えば、第一章は次のような文言から始まっている。

文法といふものは、文を作る法のみと心うる人もあるべけれども、左にはあらず、意味至て広くして、文を作り、歌を詠

み、通俗にても正しく語りはふ術なり、通俗のためしを學ぐれば、これはよろしうでございませといふ時は、文法に背き、これはよろしといふは文法に叶へり。 (一頁)

チエンバレンの文典については、他のチエンバレン自身の英文著作との関係や、大槻文彦や岡倉由三郎、高津敏三郎らの文典への影響を見ていかなければならない。この点については後考に委ねたいが、外国人による日本語研究という枠組みの中で指摘される以外は、谷千生の批判に代表される批判的側面が突出している感は否めない。実のところ、他の英文著作やホフマン、アストンらの日本語文法書とは異なり、あくまでも文部省編輯局から刊行されたという事実には、極めて重いものがある。チエンバレンの『日本小文典』以降、文部省では明治三八（一九〇五）年一二月二日告示「文法上許容スヘキ事項」の他、国語調査委員会による『現行普通文法改定案調査報告之一』（明治三九（一九〇六）年）、『口語法』（大正五（一九一六）年）『口語法別記』（大正六（一九一七）年）といった調査報告が出されたが、文法書そのものは国定教科書以外に刊行されていない。「文法上許容スヘキ事項」についても理由書には「自今文部省ニ於テハ教科書檢定又ハ編纂ノ場合ニモ之ヲ応用セントス」とあるように、網羅的な内容ではなく、あくまでも一つの指針でしかない。それだけに明治期の国家事業的

な文典編纂が、国語調査委員会の結末と共に挫折したという国語施策史的背景が、文法教育と無関係であったとは言い切れないのである。

そもそも文法教育が国語教育の中で重視されていた経緯は、古田（一九五九）で指摘されているように、制度史的にも文法科設置が先行していたからであろう。国語教育史的にみても文法科の設置は、外国語学習法と同様に「書く」ための文法という意味からも実用性を重視していた。そういった「書く」一辺倒の文法教育に対し変革をもたらしたのは明治二〇年代以降の言文一致運動による文語文から口語文へという流れであった。これは当然のことながら文法教育における觀察主義を推進する契機にもなったであろうし、その結実として橋本進吉『新文典』にみられる言語觀察と知識教授の文法教育観が存在することは、先の森田（二〇〇一）でも述べるところである。そうした流れにおいて『日本小文典』の記述は、やはり極めて斬新なものであったといえる。このチエンバレンの言に従った文典が標準となり、それに従った文法教育が施されていたならば、という仮定は「通俗にても正しく語りはふ術なり」という一節を過度に評価したことからのものではない。ここで決して看過してはならないのは、教科である「文法」の学習によって言語全体が理解できるとされた言語教育観である。

このことは、文典が音韻からはじまり文章法で終わるといふ構成からもうかがえる。つまり「文法科」とは「言語科」のようなものだったわけである。これは今日の統語法を中心とした「文法」教育観との大きな相違点である。この教育観の転換は明治一九（一八八六）年以降の本格的な言語学の流入という日本語研究の進展によってもたらされる。つまり教科書的な文法研究とは異なる、専門的な統語論的研究が行われていったことで、文法は今日のところの「文法」となったのである。その転機を象徴的に表わしているのがチェンバレンの『日本小文典』であったといえる。

国語施策史において、国語調査委員会の網羅的な調査事業は、その後、漢字と仮名遣いという国語国字問題に収斂する形で展開されていった。このことは、逆にそれ以外を放棄したということでもある。一応『口語法』という標準語の選定をもって役割を終えたからだという評価もできようが、その改訂作業に着手した形跡も見当たらないのである。また、語彙という面では大正期の臨時国語調査会において漢語整理案が検討されてはいたものの、これも漢字節減に関係した上での施策審議であった。過激にして極端な言い方をすれば、国語施策としての「文法」は捨てられたのである。しかしそれは国語教育における文法観の変化において当

然の流れでもあった。繰り返すが、明治前期の「文法＝言語」教育という観点は国語施策としての国語教育と極めて合致する教育内容である。しかし、研究の進捗によって「文法」が次第に統語論そのものを指すようになり、あたかも反比例するかのようになり「書」以外の要素が教育的に重視されていったことなどから、文法に国語科を代表させる必要がなくなった。それはおのずと、文法教育観が観察・知識の術と化していくことになり、必然的に国語施策としても文法を特化させる必要はなくなったのである。国語施策としての重要性と国語教育での扱われ方については、漢字や仮名遣い、発音などの教育と比すれば、その性格が明らかに異なる。それらは全て「読本」教科書が担っているという事実は、無意識にせよ文法教育のあり方を規定していったことにはならないだろうか。

## 五. おわりに

統語論を中心とした「文法」という教育内容を特化させるべきかどうかは、教科全体の中で考慮されるべきものであろう。ただ、少なくとも国語施策の流れからすれば、中心的課題からは逸れたものであった。このことは国語教育を重視する現在の国語施策審議機関にも継承されており、したがって文法教育には知識以上の

ものを期待されていない。こうしたことは是非や評価については、また国語施策や文法教育の史的展開を追う作業とはまた別の問題である。本稿は、いわば文法教育の問われ方を外形的に触れたに過ぎない。おそらく問題点の本質は、そういった国語施策的にも重視されないものが、なぜ教育項目として重視され続けたのかという点にあるのだろう。本稿の段階においては、まだその問いに答える余裕を持たない。

注

- (1) 本稿の骨子は、かつて日本語文法教育研究会(二〇〇四・一一・二九、於奈良教育大学)において口頭発表した部分と重なっている。その後、拙稿(二〇一一)で主要部分は論じたものの、拙著(二〇一三)をまとめた後、チェンバレン『日本小文典』の位置付けについて考えるところがあり、旧稿をまとめなおすことにした。最近『学校文法講座』(二〇一三)、明治書院)といった学校国文法関係の講座本も刊行されたことも関連して、一連の拙稿について、いずれは『学校国文法成立史の研究』としてまとめたいと考えている。
- (2) 現在は「世田谷区教育ビジョン第3期行動計画」(二〇一二)として、「世田谷9年教育」の実現に向けて計画が進んでいる。
- (3) 国語施策と日本語教育との関係については、本稿の射程を大きく超えるため、詳細な検討については別稿に譲ることにしたい。
- (4) チェンバレンの文法研究についての見解は、拙著(二〇一三)で軽く触れておいた。

参考文献

- 小笠原 拓 二〇〇四 『近代日本における「国語科」の成立過程―「国語科」という枠組みの発見とその意味―』学文社
- 甲斐雄一郎 二〇〇八 『「国語科」の成立』東洋館出版社
- 山東 功 二〇〇二 『明治前期日本文典の研究』明治書院
- 山東 功 二〇〇七 『学校国文法成立史研究序説―言語文化学研究 日本語日本文学編』<sup>2</sup>
- 山東 功 二〇一二 『大槻以後―学校国文法成立史研究―』『言語文化学研究 日本語日本文学編』<sup>7</sup>
- 功 二〇一三 『日本語の観察者たち―宣教師からお雇い外国人まで―』岩波書店
- 高森 邦明 一九七九 『近代国語教育史』鳩の森書房
- 永野 賢 一九九一 『文法研究史と文法教育』明治書院
- 野地 潤家 一九七四 『国語教育通史』共文社
- 福井 久蔵 一九三四 『増訂日本文法史』成美堂書店
- 古田 東朔 一九五四 『明治初期の国語教育』『国語学』一九(古田 二〇一三)所収
- 古田 東朔 一九五九 『学制当初における文法科(下の一)―現在の文法教育上の問題との関連―』『国語研究』三二(古田 二〇一三)所収
- 古田 東朔 一九七八 『小学読本便覧 第一巻』武蔵野書院
- 古田 東朔 一九七八 『小学読本便覧 第二巻』武蔵野書院
- 古田 東朔 二〇一三 『古田東朔近現代日本語生成史コレクション 第4巻 近代への歩み―国語学史2』くろしお出版
- 古田 東朔 二〇一三 『古田東朔近現代日本語生成史コレクション 第5巻 国語科教育―誕生と発展』くろしお出版
- 文化庁文化教育部国語課編 二〇〇一 『国語審議会答申・建議集』文化

庁文化部国語課

文化庁編 二〇〇三 『国語施策百年の歩み』文化庁

文化庁編 二〇〇五 『国語施策百年史』ぎょうせい

森田 真吾 二〇〇一 「昭和初期文法教育における「実用」と「知識」——橋本進吉『新文典』編纂の背景——『日本語と日本文学』

三三三

吉田澄夫・井之口有一編 一九七三 『明治以降国語問題諸案集成』

下巻 文体・語法音韻方言編』風間書房

付記

本稿は科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(さんとう いさお・本学教授)